

2佐々町監査委員公表第7号

工事監査(財務監査)の結果について

令和2年12月2日に実施した工事監査(財務監査)について、地方自治法第199条第1項の規定に基づき監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和2年12月4日

佐々町監査委員 野口 末裕

佐々町監査委員 平田 康範

監査結果報告

- 1 監査の種別 工事監査(財務監査)
- 2 監査の対象 令和2年度施工(R2.4.1~R2.10.31)工事の状況
- 3 監査の期間 令和2年12月2日(水曜日)
- 4 監査の範囲及び方法
令和2年4月1日から令和2年10月31日の間に施工された(繰越工事含)契約額10,000千円以上の事業の中から9件を抽出して審査。うち8件は、現地にて施工状況を確認し、その後、担当職員の説明を聴取し、入札等の事務処理が法令等に基づき適正に行われているか関係書類の審査を8件行った。
- 5 監査の着眼点
 - (1)入札から完成に至るまでの事務処理等が適正に行われているか。
 - (2)書類のとおり適正に施工されているか。(現場確認)
- 6 監査の結果
○現地審査においては、施工状況を確認した結果、概ね適正に処理をされ、書類審査においては、証拠書類等を確認した結果、適正に処理されていると認めた。
- 7 指摘事項 特になし
- 8 その他改善事項
 - 【産業経済課】
 - ・中川原地区農業用施設災害復旧工事について、施工体系図に追加があるとのことなので、追加記載を行うよう業者へ指導すること。
 - 【建設課】
 - ・普通河川江里川支流護岸整備工事(7工区)について、施工体系図が設置されていないので、設置するよう業者へ指導すること。
 - 【教育委員会】
 - ・佐々中学校部活動室等改修工事について、施工体系図が設置されていないので、設置するよう業者へ指導すること。
- 9 その他
今回の監査対象外ではあるが、若佐集会所敷地内の遊具(ブランコ)の数か所に塗装が剥がれている箇所があった。安全性に問題はないとのことだが、公園施設の長寿命化を図る観点から、塗装するなどの改善を行うこと。